



三雲東小学校 いじめ防止基本方針



令和 7 年度版

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法による「いじめ」の定義

「いじめ」の定義（第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
「いじめ防止対策推進法」

2. いじめに対する基本的な姿勢

目指す学校 いじめを許さない風土をはぐくみ、認め合う仲間作りをめざす

いじめを防止し子どもたちが安心して生活できる環境

子どもたちが集団や社会の一員としての役割を担える

本校の指針

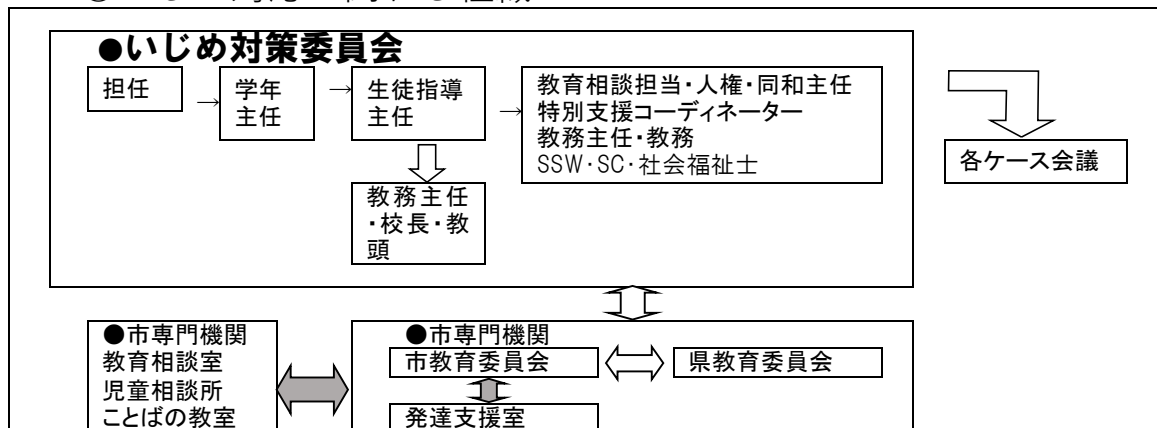
いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す
だめなことはだめ、いいことはいい

- ◇いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ
- ◇どの学校でも、どの児童にも起こりうるものであるという危機意識をもつ

- (1) いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める
- (2) 子どもたちの普段の言動から SOS を読み取る。
- (3) 迅速かつ組織的に対応。
- (4) 加害者への適切な指導で再発を防ぐ。
- (5) 子どものエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点を大切にする。

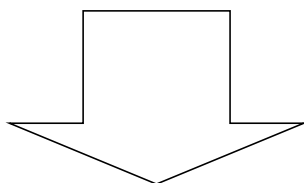
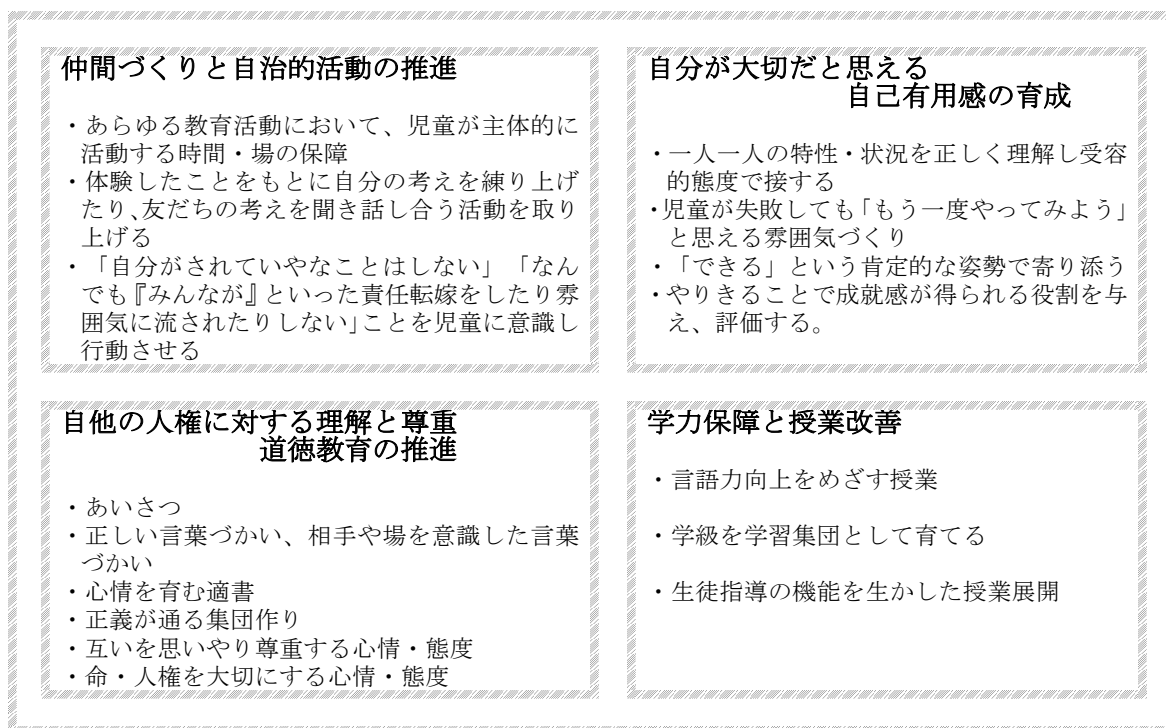
3. 学校におけるいじめへの対応（学校のアクション） ～我が校のいじめ防止に向けての迅速な取り組み～

○いじめ対応に関わる組織

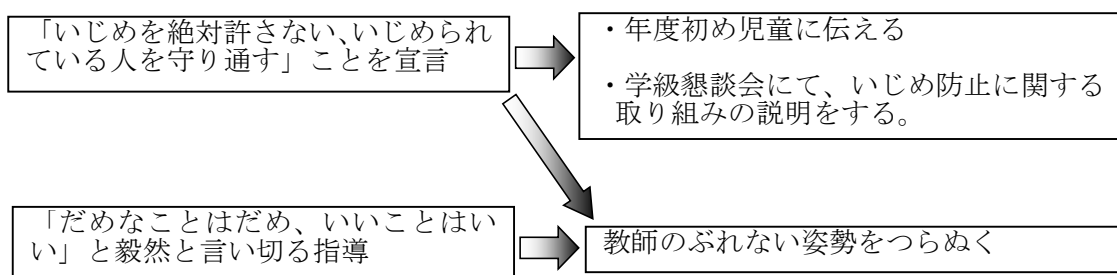


SSW		
-----	--	--

(1)いじめをしない・させない学校づくり～未然防止



① 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める



② 児童会・学級活動の中で「いじめをしない・させない学校づくり」をするよう支援

○年度初めの学級活動等で、信頼できる仲間・居場所づくりの基盤を作る。

○9月初めに、全校いじめ防止に関わる学級指導。
→各クラスの児童が学習を終えての振り返りを全校校内放送で読む

○いじめ防止に向けての児童会の取組。

○人権集会（ほっぴー集会）での、仲間作り・いじめ防止に向けての各クラス・児童会から子どもが考え、行動に表せるよう具体化した取り組みが出来るよう支援する。

○情報モラルの指導を行うとともに、携帯電話やインターネットの使用ルール・マナー・危険性について理解させる。

③職員研修の充実と生徒指導体制の充実

- 「生徒指導の機能を生かした授業づくりのために」を前期実施
- 「ストップアクションプラン」（県教委・市教委作成）と「いじめに関する校内研修ツール」（文科省・県研修資料）の活用
- いじめに特化した職員研修の実施
- いじめ対策委員会・学校評価にていじめに関わる取り組みの評価・改善をする
- 外部関係機関等との連携
- 毎月の職員会議で生徒指導部会より、児童が安心できる学級経営のポイントや共通実践する内容を提案

④情報の共有化→児童理解を深め全校体制で関われるようにする

- 毎月の児童理解会議や支援委員会、年2回の子どもと語る会の実施

⑤校長・教頭による対応

- いじめ防止へ組織が常に機能するよう、職員の報・連・相の徹底を図り、学校全体の安定が図れるよう対応
- 学校評価や日常の観察を大切にしながら、ケース会議での指導方針の決定や保護者との教育相談の実施

⑥家庭・地域との連携

- 年度初めの学級懇談会で学校のストップアクションプランについて説明、「早期発見チェックリスト」の配布
- 人権教育に関わる内容での学習参観実施、人権研修会の実施

(2)いじめを見逃さない学校づくり～早期発見

① 些細な変化を見逃さない児童観察

児童の観察・ふれあい
気になる言葉遣い・行動
視線など



気になる様子があるか
困っている児童がいないか

② 悩みを相談できる場の設定→児童との信頼関係作り

- 「子どもと語る会」
- 6月・11月（2月）に事前にアンケートをとり、児童全員と担任が話す。（1月～3月）はアンケート結果から気になる児童と話したり担任とゆっくり話したい児童と話したりする。
 - ケアが必要な児童について、家庭との連携

③ 教職員自身によるいじめ点検

- 子どもたちのSOSをキャッチしよう早期発見チェックリストの定期的な実施
- いじめ対策委員会の定期的な実施と取り組み評価アンケートの実施による結果に基づく改善
- 必要に応じて関係機関を加えたケース会議開催

○学校間の連携

④ 保護者・地域の方からの意見や状況を知る

- 学校評価
- 保護者向けいじめ早期発見チェックポイント
- 「子どもたちの SOS をキャッチしよう」の配布と実施奨励

(3)早期対応

組織的な対応・・・・・・・・「報告」「連絡」「相談」の徹底
いじめ対策委員会で検討
全職員で共通理解（児童理解会議・いじめ対策委員会・打ち合わせ等）
アセスメント・プランニング

☆緊急的な対応について・・・

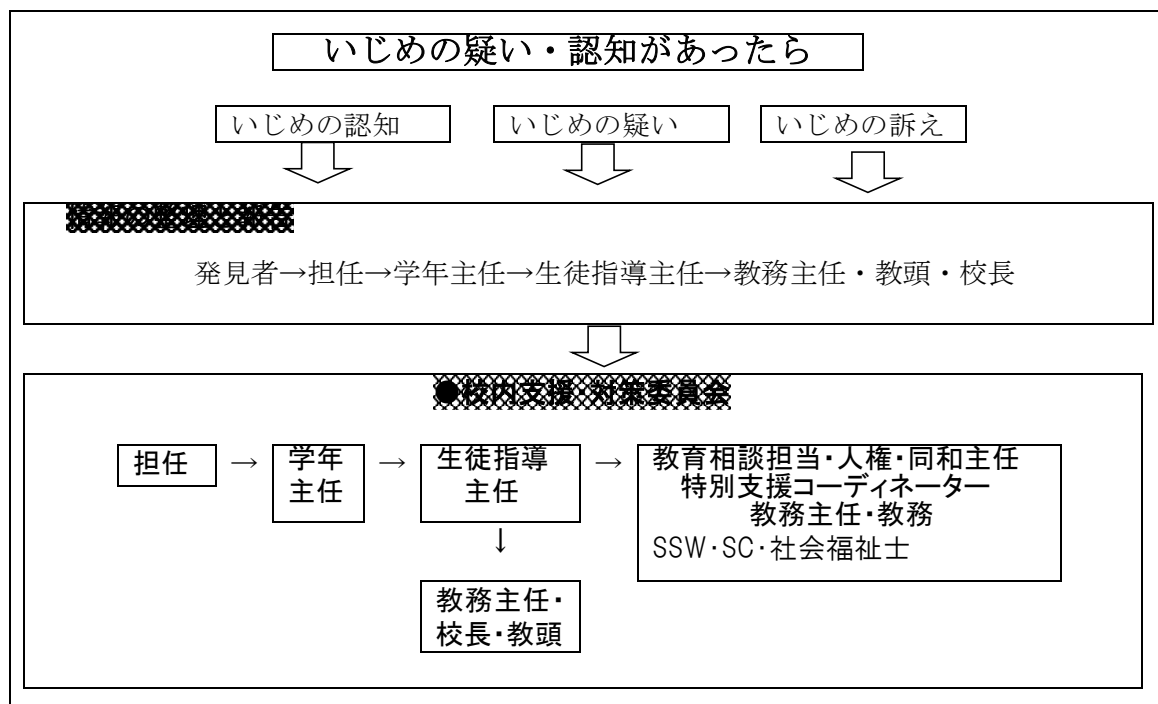
基本認識

- ・いじめは命にかかわる問題
- ・いじめは人権にかかわる問題
- ・被害児童の支援を最優先

指導の3原則

- ①正確・迅速な事実確認を
- ②いじめられた児童を守りきることを第1に
- ③徹底した再発防止策を速やかに

☆市教育委員会との緊密な連携のもとで対応



対策①……「まずはやめさせる」

- (1) 事実確認：いつ、誰が、どのように事実確認するか（役割分担）
- (2) 教育委員会への報告：必要に応じて教委へ指導主事派遣依頼を行う

①事実確認について

- ・ 確認する事実：5W1H（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように）
- ☆ 行動の背景もしっかり捉える

②事実確認の際の留意点

- ・ 聞き取りは個別で、かつ複数の人数で行う
- ・ 聞き取った内容は照合し、正確なものとする。
- ・ 聞き取りの時間（長時間の聞き取り）や場所（周囲の生徒との関係）に配慮する。
- ・ 聞き取った内容はしっかりと記録する。

【被害の児童へ】

- ・ 教職員が児童のつらかった気持ちに共感し受容の姿勢で対応する。
(繰り返し手法)
- ・ 被害者の立場にたって「いじめから守ること」を伝え、安心感を与える。
- ・ 相談してきた場合には「つらかったね」「よく相談してきたね」との言葉をかける。
- ・ 教室以外の場で学習を行わせるなど、子どもの教育を受ける権利を保障する。

【まわりの児童へ】

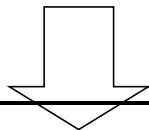
- ・ 周りの仲間を気にすることがあるので、安心できる環境で、詳細に聴き取る。
- ・ 周りで見えていて同じようにつらい思いをしていた場合もあるので、じっくりと話を聞く。
- ・ 問題解決に向けて協力することが、勇気ある正しい行動であることを理解させる。

【加害の児童へ】

- ・ 中立的、受容的に対応し、緊張・警戒心をほぐす。（言葉に耳を傾ける姿勢）
- ・ 最初から行為を責めるような聞き取りはしない。自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせる。
- ・ 児童の気持ちを聴きつつ、いじめの内容といじめの動機、背景を探る。

【他の教職員や保護者へ】

- ・ 客観的な事実の情報収集をできる限り行う。



対策②

- (1) 情報の集約
- (2) 対応方針の決定

①情報の集約について

- ・ 被害児童の状況の確認
- ・ 加害児童のアセスメント
- ・ 集団（周りの生徒）のアセスメント

②対応方針の決定

- ・すぐさま打つべき手と短期・中期・長期に分けて対応策を検討する。
(保護者への対応は必ず複数で行う)
- ・必要に応じて福祉（家庭児童相談所）、医療機関、地域と連携して対応
(個人情報保護に配慮する)
- ・特に重大な事案や犯罪行為の場合には警察と連携して対応
- ・教育委員会と適切に連携を取り合う

全教職員の共通理解と組織対応
保護者への説明と協力依頼

【被害の児童へ】

- ・継続していじめられた子どもの状況を把握するとともに、被害児童の目線に立った具体的なプランを示す。
- ・いじめを許さない毅然たる姿勢を示す。
- ・状況に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー等による対心のケアなど対応を行う。

【まわりの児童へ】

- ・自分とは関係のないと考えることは被害者の孤立感を深く傷つけ、いじめを容認したことになり、何もできなかったことになることを理解させる。
- ・見て見ぬふり、はやし立てる行動などがいじめを助長することにつながり、自分たちもいじめの側の人間であることを理解させる。
- ・見て見ぬふりをせざるを得なかった状況もあるので、継続して状況を把握する。
- ・被害児童の思いを確認しながら、必要に応じてアンケートを実施する。
- ・これからが大切だという視点で指導し、学級（集団）としてどうしていくことが必要かを考えさせ、自分（たち）が変わっていけるよう促す。

【加害の児童へ】

- ・いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る
- ・いじめは重大な人権侵害であることを気づかせる。（自分たちがとってきた言動がどれだけ人を傷つけるものであるか）
- ・相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行え、二度と繰り返さない決意を伝えられるよう導く。（本人同士を対面させることが望ましいが、いじめにあった児童やその保護者の意向を第1とし必ずしもその形にこだわるものではない。しかし、何らかの形でその思いを伝えるように指導する）
- ・これからが大切という視点で指導し、一生懸命に取り組めるものを通して学級の中でしっかり役割を果たし、自分が変わっていけるよう（今度は自分がいじめを止める立場になれるよう）促す。
- ・指導に関わらず深刻ないじめを繰り返す児童に関しては必要に応じて出席停止等の指導や警察との連携による措置を検討する。

【保護者へ】

- ・被害、加害の児童の保護者には、必ず「事実の報告」を行い「解決に向けた学校の取り組み」について、理解と協力を求める。
- ・加害の児童生徒とその保護者に来校を求め、聴き取った事実を正しく伝えるとともに、保護者の思いを十分に聴き取り、「いじめは絶対に許されないこと・いじめをしてはいけないこと」について、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。

対策③

- (1) 結果の集約
- (2) 再発防止への取り組み

①結果の集約

- ・被害児童の継続的なケアと保護者連携

②再発防止に向けた取り組み

- ・該当児童（加害者等）の指導
- ・学級単位（傍観者・観衆）の指導
- ・学校全体の取り組み

【被害の児童へ】

- ・安易に解決したと判断することなく、注意深く見守り、毎日声をかけるなど、継続的に支援を行う。
- ・事後の手立てを明確にし、その実現に誠心誠意努力し、児童の信頼を取り戻す。
- ・楽しい充実した学校生活を感じることをできるよう、安心できる居場所づくりを行う。

【まわりの児童へ】

- ・情報収集を継続的に行う。
- ・学級での取り組みについて、常に振り返りをさせるようにする。
- ・学級の進んだ取り組みを学年や全校に広める。

【加害の児童へ】

- ・保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。
- ・いじめ解消後も継続した見届けを行う。

【保護者へ】

- ・いじめが解消されたと見られる場であっても、状況把握のために継続的に連絡を取り合う。
- ・対策委員会の判断のもと、児童の人権や個別情報に十分配慮しつつ、再発防止のため保護者と相談し、学級・学年・学校単位での保護者を状況に合わせて開催しいじめの事案と学校の対応や取り組みについて説明し、理解と協力を求める
- ・必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介する。

【いじめの解消について】

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消されることはできない。「いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること」、「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があり、加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認する。

【特に配慮が必要な児童生徒について】

- ・いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童への指導を組織的に行う。
 - 発達障害を含む、障害のある児童
 - 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電事故により避難している児童

4. 児童のアクション

○いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める

- ・いつもお互いが気持ちのいい挨拶を交わす
- ・日々の言動に敏感になり、相手を傷つける言葉を使わず、温かい相手を思いやる言動をみんなで広め合う。
- ・人の失敗を笑う、悪口を言うなど、自分がされて嫌なことはしない
- ・暴力はもちろんのこと無視したり嫌がらせをしない
- ・友だちの気持ちに共感し、よいところやがんばりを認め合う。

○学級や児童会によるいじめのない学校にするための活動を進める

- ・全校集会や人権集会にて伝えていく。
- ・正しいことがしっかりと話せる、行動できる集団をつくる。うわさに振り回されたり、うわさをひろげたりしない。
- ・人権週間を機に、友だちのよいところをみつけたり、よりよい仲間作りについて考えたりし、全校に伝えていく。

○自分たちでできることを考え、行動にうつす

- ・いじめに関わることや、心配なことがあった場合は先生や保護者など周りの大人に相談する。
- ・いじめている人は、二度と同じ事を起こさないよう深く反省する。
- ・いじめを受けている仲間やいじめを行っている仲間に声をかけたり話したりするなど踏み出す勇気を持つ。

○携帯電話やインターネットなどでメール等発信するには、その内容に責任

を持ち、利用にあたっては、社会や学校等のルールを守る

- ・家の人とルールを決め、その約束を守って使用する。

5. 保護者・地域のアクション

○子どもの声をじっくり聴くとともに、見守り、理解し、支える

- ・日頃から子どもに話しかけ、表情や返ってくる言葉に気を配り、いじめの兆しを見逃さないように努める。
- ・「安心」「信頼」を与えるとともに、必要に応じてアドバイスする。
- ・学校から配布された「早期発見チェックリスト」を活用する。

○いいことはいい、だめなことはだめとしっかり伝える

- ・社会で許されないことは断固として許さず、間違った価値観は通らないことを教える

○子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験させる

- ・ボランティア活動、地域行事、年齢の異なる人々とふれあいを進める。

○規則正しい生活習慣づくりに努める

- ・早寝・早起き・朝ご飯

○学校と一緒に動き、協力して解決にあたる

- ・子どもの言動や表情に留意し、気になることは早めに学校の先生に相談する。

○地域における子どもたちを支えるコミュニティを形成し、

多くの目で子どもたちを見守る。

- ・登下校時や地域の中でもいじめが起こる場合があるので、地域での様子を見守り、気になる状況があれば、躊躇せず相談する。

○携帯電話やインターネットを使わせる前に、

本当に必要かどうかをよく検討し、保護者の責任において管理する

- ・子どもたちがさまざまな事件に巻き込まれている現状や、弊害も生じていることを知る。
- ・家庭で、公共のマナー・権利と責任・危機回避の仕方」などについて話し合う。

子どもたちの SOS をキャッチしよう

～早期発見チェックリスト～

先生方へ 子どものサイン見逃していませんか

子どもはさまざまなサインを出しています。しかし、そうと気づかず見逃してしまっていることがいじめにつながります。日ごろの子ども観察、いま一度確認してみましょう。

A 学校で

場面	観察の観点（※印は、無理強いされている可能性があるもの）
朝の会	☐ 遅刻や欠席が増える。始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 ☐ 表情がさえず、うつむきがちな態度が多い。 ☐ 出席確認や健康観察の際の声が小さい。
授業開始時	☐ 一人だけ遅れて教室に入ってくる。遅れて入ってきても心配する者がいない。 ☐ 泣いていた（涙を流した）気配が感じられる。 ☐ 忘れ物が多くなる。（※教科書等を隠されて「忘れました」と言う場合がある） ☐ ※机やノートなどに落書きがある。（落書きの部分を破っている場合がある） ☐ ※決められた座席とは違う席に座っている。 ☐ 用具・机・椅子等が散乱している。何となく周囲がざわついている。
授業・学級活動時	☐ 学習意欲が低下し、成績が急降下する。 ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言を無視されたり嘲笑が起こる。ヤジが飛ぶ。 ☐ 班替えやグループ分けで孤立しがちである。（班替えを強く望む・敬遠する） ☐ ※不真面目な態度で授業を受ける。ふざけた質問をする。わざとらしく騒ぐ。 ☐ ※テストを白紙で出す。答えられる問題なのに「わからない」と言う。 ☐ 委員や係を辞めたいと申し出るなど、学校生活への意欲が減退する。 ☐ ※責任ある係を選出する際、名前が挙げられる。係の仕事を押しつけられる。 ☐ 頭痛・腹痛などを訴え、保健室によく行くようになる。

休み時間	☐ ひどいアダ名で呼ばれているが、抗議をするふうでもない。 ☐ 一人でいることが多い。用もないのに職員室に來たり、教室と離れた階段にいたりする。 ☐ 交友関係が変わってきた。新しい友達と楽しそうにしているわけではない。 ☐ 遊びで孤立しがちになる。一緒に遊んでいるとボールを当てられる。パスがわたらない。 ☐ ※プロレスごっこをよくするようになる。技をかけられていることが多い。 ☐ 掲示物（書写・絵画作品や集合写真など）にいたずらされる。 ☐ 机の中にしまっておいた物が外に出されている。机にゴミを入れられる。 ☐ よく誰かが呼びに來る。その後、疲れた顔で戻ってきたり物に当たったりしている。
給食	☐ ※食べ物にいたずらをされる。（給食にいたずらされたり弁当箱が勝手に開けられたりしている） ☐ ※人気メニューの時に人に譲り、嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ☐ グループで食べる時でも一人だけ席を離している。 ☐ その子どもが配膳すると嫌がられる。
清掃	☐ 椅子や机がぼつんと残っている。 ☐ いつも一人で黙々と掃除をしている。 ☐ ※急にさぼることが多くなる。（掃除の時間は姿を見せない）
放課後	☐ 帰りの会が終わったら、急いで一人で帰宅してしまう。（行動の変化が見られる） ☐ 用もないのに家に帰ろうとせず、学校に残っていることがある。 ☐ 衣服に汚れが、顔に原因不明のすり傷や鼻血の跡がある。けがの原因を曖昧にする。 ☐ ※他の子の荷物を持って帰る。（複数人数分、自分の家とは方向が異なる）
その他	☐ 趣味や行動パターンが変わる。手遊び等が多くなる。 ☐ 独り言を言ったり急に大声を出したりする。※言葉遣いが荒れた感じになる。 ☐ 教職員と話すときに視線を合わさない。接触を避ける。 ☐ 感情の起伏が激しくなる。飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 ☐ 必要以上の金銭を持っている。刃物等の危険な物を所持している。 ☐ 日記・作文・絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 ☐ インターネットや携帯電話のメールなどに悪口を書き込まれる。 ☐ ※校則違反や万引等の問題行動が目立つようになる。

*参考資料 守山市教育委員会「いじめ対応マニュアル ～いじめの根絶をめざして～」